

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	28	年度
事業番号	696・697	事業名	介護二次予防事業費・介護一次予防事業費			
担当課	保健課・地域包括支援センター	担当係	介護保険係・地域包括支援センター			
総合計画に最も関連ある施策	施策	2	やすらぎといきがいのあるまちづくり	連絡先	0858-72-3555・3574	
	施策体系	1	高齢者・障がい者福祉の充実	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	老人福祉計画・介護保険事業計画の策定				
予算区分	款	5	地域支援事業費	事業実施主体	■八頭町 □その他	
	項	1	介護予防事業費			
	目	1・2	介護予防特定高齢者施策事業費、介護予防一般高齢者施策事業費	計画期間	開始	—
	事業	696・697	介護二次予防事業費、介護一次予防事業費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 八頭町民で65歳以上の高齢者					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防する。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 通所型介護予防事業(運動機能・口腔機能向上教室、認知症予防支援教室)、各種運動教室や講演会等を開催する。					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 介護認定を受けていない高齢者に生活機能調査を郵送し、回答のあった者の中から該当者を選定して、介護予防教室に参加してもらう。また、各種運動教室や講演会等を開催する。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 要支援・要介護状態となることを予防する。通所型介護予防事業では個人のケアプラン上の目標が達成されているか等を理学療法士や歯科衛生士が評価する。					
根拠法令等	1	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	介護保険法、八頭町第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし			
	A	回	運動機能・口腔機能向上教室、認知症予防支援教室			
	B	回	介護予防普及啓発講演会、各種運動教室等			
	C	回	地域介護予防活動支援事業			
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし			
	A1	%	運動機能・口腔機能向上教室の参加者の状態が改善され、二次予防の対象者でなくなった者の割合			
	A2	%	運動機能・口腔機能向上教室の参加者の状態が維持、改善された者の割合			
	B	人	介護予防普及啓発講演会、各種運動教室等			
	C	人	地域介護予防活動支援事業			

4 コスト

区分		単位	25年度	26年度	27年度		28年度		29年度
			実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	A	回	144	177	192	177	192	183	40
	B	回	373	419	380	427	390	447	425
	C	回	835	845	835	855	835	887	240
	D								
成果指標	A1	%	19.5	29.1	30.0	32.0	30.0	40.1	40.0
	A2	%	89.5	92.4	75.0	91.2	85.0	64.3	—
	B	人	5,964	5,432	5,700	5,836	5,700	6,151	5,650
	C	人	12,148	11,152	12,150	11,025	12,200	10,940	—
トータルコスト		千円	34,808	34,362	36,104	42,500	37,666	43,062	44,129
担当職員数		人	1.5	1.5	1.5	2.5	1.5	2.5	3.0
職員人件費		千円	12,000	12,000	12,000	20,000	12,000	20,000	24,000
事業費		千円	22,808	22,362	24,104	22,500	25,666	23,062	20,129
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	12,316	12,076	12,775	11,926	13,602	12,223	10,668
	県支出金(交付金・補助金)	千円	2,851	2,795	3,013	2,812	3,208	2,883	2,516
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
	一般財源(単町費)	千円	7,641	7,491	8,316	7,762	8,856	7,956	6,945

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 28 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に) 通所型介護予防事業開催(運動機能・口腔機能向上教室、認知症予防・支援教室)、介護予防講演会、健康教室、運動指導事業、介護予防教室、地域住民グループ支援事業を行った。
成果(具体的に)	各種運動教室等を開催し、要支援・要介護状態とならないよう機能の維持・向上が図られ、介護予防の効果をあげた。講演会、健康教室では、介護予防普及啓発事業を実施し、住民への介護予防の意識付けを図ることができた。

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	高齢者の増加に伴って要介護認定者が増加しており、要支援・要介護状態となることを予防するための事業の必要性は高い。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	介護保険法に基づき市町村が行う事業である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無い)	13	20	①効率的である	講演会・健康教室は、町が実施している。各種運動教室は、事業所に委託してコスト削減を図っている。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	町民が要介護状態となることを予防し、介護給付費の増大を抑制するためには優先的に取り組む必要がある。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	通所型介護予防事業については、介護予防の効果がある程度でている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79	介護保険法に基づき計画的に事業を推進した。高齢者の増加に伴い、要介護認定者が増加しており、要支援・要介護状態となることを予防することは重要な取組である。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	2	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	高齢化等を要因とした要支援・要介護認定者の増加により、介護給付費も年々増加する傾向にある中、要支援・要介護状態の改善や重症化予防のための取組はもちろんのこと、要支援・要介護状態への未然防止策として、生活機能の低下がない、もしくは、軽度である時期からの早期対応を効果的に行うことが重要となっている。本事業においては、健康的・活動的な状況にある高齢者等の生活機能の維持・向上を図るための「一次予防」と、要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者(特定高齢者)の生活機能低下の早期発見・対応を行うための「二次予防」の事業を推進するため、講演会や各種教室、運動指導事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業等の取組を実施している。「成果指標」を見るに、二次予防の対象ではなくなった方の水準が高く、確実に成果があがっているものと認められる。平成29年度からは、新たな介護予防の取組として地域福祉(まちづくり委員会)との連携事業を行っているところであり、地域に根差した活動を行うことで、より一層の効果を上げることが期待される。今後も引き続き、効果的な取組を進め、町民福祉の増進と介護保険事業の健全な運営に努められたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 通所型介護予防事業については、運動機能、口腔機能、認知症予防、閉じこもり予防等の介護予防の効果を出すことができたものの、終了後にその効果を継続するにあたっての仕組みづくりが必要である。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 介護保険法の改正に伴い、二次予防事業「運動・口腔機能向上教室」については、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、開催期間を6か月間に拡大して通所型短期集中サービスとし、より専門的に事業を提供することとする。また、上記課題の解決策として、まちづくり委員会主催による住民主体通所型サービス事業を平成29年度から開始し、地域住民組織による介護予防、自立支援を目指し事業展開を開始するが、より早期に介護予防活動への参加を促し、重度化予防にもつなげていく。